

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社荏原製作所		コード	6361
提出日	2026/2/25	異動（予定）日	2026/3/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	大枝 宏之	社外取締役	○														○		有
2	藤本 美枝	社外取締役	○														○		有
3	島村 琢哉	社外取締役	○										△						有
4	高下 貞二	社外取締役	○														○		有
5	沼上 幹	社外取締役	○														○		有
6	北本 佳永子	社外取締役	○														○		有
7	長谷川 隆代	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	属性情報の該当事項はありません。	大枝宏之氏は、製粉・食品業界を代表する上場企業の経営トップとして、海外市場への本格参入やM&Aを通じてグローバル競争力を飛躍的に高め、事業業績を大幅に向上させた実績を有し、企業経営全般に豊富な経験を備え、グローバルビジネスにも精通しています。当社においても取締役会議長として取締役会を牽引するとともに、指名委員会委員として取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定といった指名委員会の活動に貢献しています。 大枝宏之氏は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き取締役会議長として取締役会の運営及びガバナンス向上にリーダーシップを発揮できると判断し、社外取締役候補者となりました。 なお、独立役員・社外役員の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。
2	属性情報の該当事項はありません。	藤本美枝氏は、弁護士として労働関連法規を中心とした企業法務に精通しているとともに、上場企業における社外役員経験を有しています。当社においてもそれらの豊富な経験と高い見識・専門性を活かし取締役会等の重要会議において積極的に発言するとともに、報酬委員会委員長として当社の取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関わる審議等、報酬委員会活動を牽引しています。 藤本美枝氏は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「法務、リスク管理」、「人事・人材開発」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員長として報酬委員会を牽引できると判断するとともに、新たに監査委員会委員としても力を発揮できると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、藤本美枝氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただくと判断しています。 なお、独立役員・社外役員の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。
3	属性情報のjの該当に関して、島村琢哉氏は、AGC株式会社において業務執行に携わっていましたが、2021年3月の取締役会長就任後は業務執行に携わっていません。当社グループは同社に製品販売及びアフターサービス等を行っておりますが、当該取引金額は年間6億円未満で、その割合は当社の2025年12月期連結売上収益に対して0.1%未満です。	島村琢哉氏は、化学・素材業界を代表する上場企業の経営トップとして、組織文化の変革を主導し、グローバル一体経営を実現しました。電子・ハイテク分野への挑戦を通じて、半導体関連素材で世界的な競争力を確立し、企業価値の向上に寄与しました。さらに、インドネシア子会社の社長経験を含む豊富な海外経営経験を有し、グローバル市場での事業運営に精通しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言し、報酬委員会委員として取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関する審議に貢献しています。 島村琢哉氏は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計・資本政策」及び「企業経営・経営戦略」の分野での役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員として力を発揮できると判断し、社外取締役候補者となりました。 なお、独立役員・社外役員の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。

4	属性情報の該当事項はありません。	<p>高下貞二氏は、長きにわたり化学・住宅業界を代表する上場企業の経営に携わっており、メーカーにおける経営トップの立場で事業業績を向上させESG経営にも積極的に取り組まれるなど、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、指名委員会委員長として取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定といった指名委員会の活動に貢献しています。</p> <p>高下貞二氏は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」、「企業経営、経営戦略」及び「環境」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き指名委員会委員長として指名委員会を牽引できると判断し、社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、独立役員・社外役員の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。</p>
5	属性情報の該当事項はありません。	<p>沼上幹氏は、企業経営の研究者として、企業の経営戦略や組織のあり方について深い学識を有するとともに、様々な産業分野に精通し、幅広く提言を行っています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。</p> <p>沼上幹氏は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「財務・会計、資本政策」、「監査」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員として力を発揮できると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、沼上幹氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。</p> <p>なお、独立役員・社外役員の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。</p>
6	属性情報の該当事項はありません。	<p>北本佳永子氏は、公認会計士として長きにわたり大手監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する高い見識・専門性を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、監査委員会委員として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。</p> <p>北本佳永子氏は、当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「法務、リスク管理」、「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、新たに監査委員会委員長として監査委員会を牽引できると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、北本佳永子氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。</p> <p>なお、独立役員・社外役員の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。</p>
7	属性情報の該当事項はありません。	<p>長谷川隆代氏は、電線・ケーブルを基盤とする非鉄金属業界の上場企業において、研究開発に長年従事し、技術革新を推進してきました。2018年に同社初の女性社長として就任後、迅速なガバナンス改革を断行し、収益構造の抜本的変革により業績を大きく改善させました。さらに、半導体、モビリティ等の成長分野においてグローバル視点で事業を拡大させた実績を有しています。研究者としての深い知見と経営者としての強い実行力を兼ね備えており、当社の成長に貢献できると考えています。</p> <p>長谷川隆代氏は、当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」、「企業経営、経営戦略」及び「技術研究開発・イノベーション」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、指名委員会委員として力を発揮できると判断し、新たに社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、独立役員・社外役員の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。</p>

4. 補足説明

<p>【社外取締役の独立性基準】 社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選任するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。</p> <p>1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者 2) 当社及び当社連結子会社（以下、「荏原グループ」）と重要な取引関係がある企業の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。</p> <p>① 荏原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業 ② 荏原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業 ③ 荏原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位二行</p> <p>3) 当社の大株主又はその利益を代表する者 具体的には、取締役候補者選定時から過去2年以内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人</p> <p>4) 荏原グループに専門的サービスを提供している者 “専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。</p> <p>① 公認会計士 過去5年以内に荏原グループの会計監査業務に直接従事していた者 ② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント 過去3年以内に荏原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円（税込）以上の報酬を得たことがある者</p> <p>5) 荏原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者 6) 第1号から第4号のいずれかに該当する親族を二親等以内に有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者 7) 荏原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者</p> <p>【属性情報の記載に関する軽微基準】 「社外取締役の独立性基準」における「荏原グループと重要な取引関係がある企業」に関連して、各事業年度における次の金額及び比率が、いずれも500万円未満かつ0.1%未満のものについては、当該事業年度におけるこれらの取引関係に関する記載を省略する。</p> <p>(1) 荏原グループから取引先企業への商品又はサービスの提供に係る取引金額、荏原グループの連結売上高に対する取引金額の占める割合 (2) 取引先企業から荏原グループへの商品又はサービスの提供に係る取引金額、取引先企業の連結売上高に対する取引金額の占める割合</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。